

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。	6月のいじめ対策委員会にて、大分高専いじめ防止プログラム、年間指導計画の確認承認及びいじめ防止対策等について、ホームページ及び学内のグループウェアに掲載し意識啓発を伴う確認を行った。	6月に、教職員に対し、いじめの重大事態やガイドラインの改定に関するFD研修会を実施して、いじめに関する意識啓発を行った。	令和7年6月
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	令和6年度は5回いじめ対策委員会を開催し、アンケート結果の情報共有及びいじめ事例の対応について協議した。これに付随し、いじめ事案について、委員会と同等のメンバーで、幾度も協議を行った。	令和7年度においては、アンケート結果による4回の開催に加え、学生の相談事例等において状況確認や情報共有として定期的に開催している。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	外部講師を招聘して、いじめ対応にも関係する学生相談・学生支援体制についてFD・SD研修を実施した。	本校のカウンセラー・ソーシャルワーカーによる、いじめ対応にも関係する学生相談・学生支援体制についてFD・SD研修を実施した。	令和7年9月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	6月のいじめ対策委員会にて、大分高専いじめ防止プログラム、年間指導計画の確認承認及びいじめ防止対策等について、ホームページ及び学内のグループウェアに掲載し周知した。	引き続き、周知を行う。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	6月のいじめ対策委員会にて、大分高専いじめ防止プログラム、年間指導計画の確認承認及びいじめ防止対策等について、ホームページ及び学内のグループウェアに掲載し周知した。	引き続き、周知を行う。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	随時、学生主事室及び学生相談室が連携し、保健室や担任等から情報を整理して委員会に報告するようになった。	引き続き、学生が担任や学生相談室へ相談できるような体制を整備する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	6月のいじめ対策委員会にて、いじめ防止等基本計画及びいじめ早期発見・事案対処マニュアルを確認し、ホームページ及び学内グループウェアに掲載し周知した。	引き続き、周知を行う。	-
8	いじめの事案について、学生の事態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	10月にいじめと疑われる案件が発生し、いじめ対策委員会のもと、関係教職員及びカウンセラーで面談等を行いグループウェア等にて情報共有をし、いじめ対策委員会にて報告審議を行った。	引き続き、情報共有を行う。	-
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	いじめ対策委員会の教育システム点検改善シートを作成し、令和6年度の活動状況を点検するとともに次年度の要改善事項及び計画を立てた。	令和6年度末に点検を実施し、令和7年度計画に反映させた。	令和7年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年4回(5月、7月、11月、1月)いじめアンケートを実施し、アンケート結果内容について、毎回、いじめ対策委員会で情報共有を行った。	「学生生活アンケート」という名称に変更し、「いじめ」というワードを出さずにいじめの芽になりそうな事柄を拾い上げられる設問に変更した。	令和7年7月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	本校委員会規程で、構成員に「校長が必要と認められた者」としており、必要に応じスクールカウンセラー等をいじめ対策委員会へ出席を求め、グループウェア等でも情報共有を行っている。	公認心理士資格を有する教員1名を採用しており、委員会に出席し、情報共有できる体制としている。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	特別活動の中で、学生相談室及び学生主事室による、いじめにも関係する講演を1年生対象に6月に「情報モラル教育」、2年生対象に6月に「SNSコミュニケーション教育」7月に「学生相談コミュニケーション関係」、3年生を対象に6月「ネット依存症教育」12月に「学生相談マインドフルネス関係」の講演会を実施した。	引き続き、1年生～3年生の学生に対する研修を実施し、高学年に対しても今後、研修等を行う。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	アンケートにいじめの定義を記載し、認識させ、担任からもいじめの定義等の理解を深めるよう説明している。	引き続き、いじめの定義等を周知し実施する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	いじめに限らず、悩みがある学生の相談窓口について、担任、学生主事室、学生相談室及びカウンセラー、ソーシャルワーカーへ相談するよう周知徹底を図った。また、1月に次年度以降、学生会を中心に自らいじめ問題の防止に取り組む検討を行った。	学生相談の充実を図り、学生会を中心にいじめ防止の意識啓発に取り組む。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ基本計画等について、ホームページに掲載して周知している。	引き続き、周知を行う。	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめと疑われる案件において、被害・加害の双方の保護者と面談を重ね、スクールカウンセラーと連携し委員会にて検討し対応を踏った。	継続して、いじめ対策委員会、カウンセラー等と連携し対応を徹底している。	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和6年度分より、都城高専及び鹿児島高専と連携しいじめ防止等に関する取組について相互評価を行った。	引き続き、都城高専及び鹿児島高専と連携し、相互評価を実施する。	令和7年4月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	令和4年度に大分県警察本部と大分高専で、連絡制度の協定を結び、連携体制を整えている。	大分県警察本部と連絡制度の協定を結んでおり、継続して速やかな連携が取れるよう体制の確認を行っている。	-